南関町就職激励金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本町への定住及び移住の促進と雇用の安定を図ることにより活力ある地域づくりを推進するため、就職激励金（以下「激励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「正社員」とは、雇用保険法（昭和49年法律第116条）第４条第１項に規定する被保険者で、かつ、雇用期間の定めがない労働契約により雇用され、フルタイム勤務の雇用形態により常勤する者をいう。

（激励金の交付対象者）

第３条　激励金は、次の各号の全てに該当する者に対し交付する。

(１)　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第５条の規定により、採用日において本町の住民基本台帳に登録がある者、又は採用日以後１ヵ月以内において本町の住民基本台帳に登録し、かつ生活の本拠を本町に有する者

(２)　令和３年４月１日から令和８年３月31日までの間に正社員として採用され、勤務し、本町に引き続き１年以上定住する者

(３)　学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校又は専修学校を卒業して１年以内の者

(４)　同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(５)　同一世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号から第５号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(６)　外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき、日本国に永住権を有している者

（激励金の額）

第４条　激励金の額は５万円とし、交付については前条に規定する交付対象者１人１回限りとする。

（激励金の交付申請）

第５条　激励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、南関町就職激励金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(１)　住民票謄本

(２)　雇用契約書又は労働条件通知書の写し若しくは在職証明書

(３)　最終学歴における卒業証明書又は卒業証書の写し

(４)　同一世帯全員の町税等の未納がないことを証明する書類

(５)　その他町長が必要と認める書類

２　前項に規定する交付申請の申請期間については、正社員として採用された日から３月以内（試用期間は除く。）とする。ただし、令和７年度中に採用された者は当該年度内に申請するものとする。

（激励金の交付決定等）

第６条　町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、激励金を交付することが適当であると認めるときは、激励金の交付の決定をするものとする。

２　町長は、前項の規定により激励金の交付決定をしたときは、その旨を申請者に南関町就職激励金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（激励金の交付請求）

第７条　前条の規定により激励金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、南関町就職激励金交付請求書（様式第３号）を町長に提出するものとする。

２　町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、速やかに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により激励金を交付するものとする。

（激励金の返還）

第８条　町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、交付した激励金の返還を命ずることができる。

(１)　この要綱に違反したとき。

(２)　虚偽の申請、その他不正行為があったとき。

(３)　町長が特に適当でないと認めたとき。

２　町長は、前項各号のいずれかに該当する者で、やむを得ない特別な事情がある場合は、当該激励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。